



経営者・幹部、人事労務担当者 必聴

公益社団法人胆江法人会

働き方改革関連法説明会

大幅な改正により会社が対応すべきポイントとは！

2019年4月1日から働き方改革関連法が順次施行されます。残業時間の上限規制等、労働時間に関する制度の見直しや、同一労働同一賃金を目的とした雇用形態に関わらない公正な待遇の確保等、企業に直接影響する多種の内容が盛り込まれております。

本説明会では、働き方改革関連法の概要につきまして、労働基準監督署の担当官から説明いたします。この機会に多数ご参加下さいますようお願い申し上げます。

[主なポイント]

1. 時間外労働の上限規制が導入されます
2. 年次有給休暇の確実な取得が必要です
3. 正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差が禁止されます

◆開催要項◆

日時 平成31年2月26日(火) 午後2時～4時
場所 胆江地域職業訓練センター(奥州市水沢真城字中上野96-3)
講師 花巻労働基準監督署 担当官
定員 80名 (定員になり次第締め切ります)
受講料 会員・一般 無料
申込 下記申込書に記入のうえ、FAXにて2月19日までにお申込みください
公益社団法人胆江法人会
奥州市水沢東町4 TEL 24-3141 FAX 24-3148

働き方改革関連法説明会 受講申込書

公益社団法人胆江法人会 行き

事業所名		住所	
TEL		FAX	
参加者名		参加者名	

※ご記入頂いた個人情報は、参加者名簿の作成、当会からの連絡・各種情報提供の目的にのみ使用致します。